

建築士法に基づく建築士事務所の管理等状況調査票

※各設問で、 枠で表示される回答欄において該当する項目に○印を記入してください。

以下の設問「1」～「8」は、全ての方が回答してください。

1. 登録事項の変更の届出について（法第23条の5）※平成27年6月25日改正

①事務所の名称及び所在地、②登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員の氏名、③管理建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があったときは、2週間以内に、④建築士事務所に所属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があったときは、3ヶ月以内に届け出ていますか。

1 している 2 していない 3 変更なし

2. 廃業等の届出について（法第23条の7）

①業務を廃止したとき（開設者）、②開設者が死亡したとき（相続人）、③破産手続開始の決定があったとき（破産管財人）、④法人が合併により解散したとき（役員）、⑤法人が破産手続開始の決定又は合併以外により解散したとき（清算人）は、30日以内にその旨を届け出ていますか。

1 している 2 していない 3 変更なし

3. 建築士事務所の管理について（法第24条）※H27.6.25改正

【建築士事務所の管理等のポイント「1.」を参照】

①専任の建築士（管理建築士）が管理していますか

1 いる 2 いない

②管理建築士が、次の技術的事項を総括していますか

1 いる 2 いない

☐ 受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定

☐ 受託しようとする業務を担当させる建築士その他の技術者の選定及び配置

☐ 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成

☐ 建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保

③（管理建築士と開設者が異なる場合）管理建築士が開設者に必要な技術的意見を述べていますか

1 いる 2 いない

4. 標識の掲示について（法第24条の5）※H19.6.20施行

【建築士事務所の管理等のポイント「2.」を参照】

開設者は、公衆の見やすい場所に所定の標識を掲げていますか。

1 いる 2 いない（a 見にくい b 寸法不足 c 書式不適合（有効期間なしも含む） d 掲示なし）

5. 設計等の業務に関する報告書について（法第 23 条の 6）※H19. 6. 20 施行

【建築士事務所の管理等のポイント「3.」を参照】

開設者は、設計等の業務に関する報告書を事業年度経過後 3 カ月以内に提出していますか

1 提出済	2 未提出（	年度分）	3 報告期限を迎えていない
-------	--------	------	---------------

6. 書類の閲覧について（法第 24 条の 6）※H19. 6. 20 施行

【建築士事務所の管理等のポイント「4.」を参照】

開設者は、次に掲げる書類を備置き、求めに応じ、委託しようとする者に閲覧させていますか

①次の書類を備置しているか

1 いる	2 いない
------	-------

□第七号の二書式による書類（建築士法第 24 条の 6 の規定により閲覧に供する書類）

□設計等の業務に係る損害賠償保険契約等の内容を記載した書類（保険契約の締結その他の措置を講じている場合）

②第七号の二書式による書類は事業年度経過後 3 カ月以内に作成し、備置していますか

1 いる	2 いない
------	-------

③第七号の二書式による書類は備置いた日から起算して 3 年間備置していますか

1 いる	2 いない
------	-------

7. 定期講習の受講について（法第 22 条の 2）※H20. 11. 28 施行

【建築士事務所の管理等のポイント「5.」を参照】

管理建築士を含む所属建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士が 3 年度ごとの講習を受講していますか。

＜①所属建築士＞

1 全員受講	2 未受講者がいる（受講期限切れを含む）：（ ）人
--------	---------------------------

＜②構造・設備一級建築士＞

1 全員受講	2 未受講者がいる（受講期限切れを含む）：（ ）人	3 対象外
--------	---------------------------	-------

8. 建築士免許証等の提示について（法第 19 条の 2）※H27. 6. 25 施行

【建築士事務所の管理等のポイント「11.（11）」を参照】

建築士は、設計等の委託者（委託しようとする者を含む。）から請求があったときは、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示していますか

1 いる	2 いない	3 実績なし
------	-------	--------

以下の設問「9」～「18」は、建築士法第23条第1項に規定する設計等の業務実績がある建築士事務所の方のみ回答してください。（業務実績がこれまでに一度もない建築士事務所の方は、御一読の上、7ページへ）

9. 帳簿の備付け等について（法第24条の4第1項）※H19.6.20施行

【建築士事務所の管理等のポイント「6.」を参照】

①開設者は、業務に関する事項を記載した帳簿を備付け、保存していますか。

1 いる 2 いない

②帳簿の形態

1 紙の帳簿に詳細に記載 2 パソコン等の機器に詳細に入力
3 記載・入力の程度にばらつきがある 4 記載・入力したものがない

③帳簿に次の事項が記載・入力されているか

1 いる 2 いない（一部不備を含む。）

☐ 契約の年月日 ☐ 契約の相手方の氏名及び名称

☐ 業務の種類及びその概要 ☐ 業務の終了の年月日

☐ 報酬の額 ☐ 業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名

☐ 業務の一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所

☐ 管理建築士の意見が述べられたときは、当該意見の概要

④帳簿は15年間保存されているか

1 いる 2 いない（保存期間： 年）

10. 図書の保存について（法第24条の4第2項）※H19.6.20施行、R2.3.1、R3.4.1及びR7.4.1改正

【建築士事務所の管理等のポイント「6.」を参照】

全ての建築物についての設計図書（配置図、各階平面図、二面以上に立面図・断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等）、工事監理報告書、建築物省エネ法第63条第1項の規定に係る書面の保存状況等について

①設計図書、工事監理報告書を適正に保存していますか。

1 適正に保存（15年保存） 2 設計図書が不備 3 工事監理報告書が不備
4 建築物省エネ法に係る書面が不備 5 保存期間が15年未満 6 実績なし

②設計図書を依頼者に引き渡していますか

1 必ず引き渡す 2 要望があれば引き渡す 3 引き渡していない

11. 重要事項の説明等について（法第24条の7）※H20.11.28施行、H27.6.25改正、令和3年9月1日改正

【建築士事務所の管理等のポイント「7.」を参照】

開設者は、設計又は工事監理業務の受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、管理建築士又は所属建築士をして、建築主に対し書面等^(※)を交付して説明しなければなりません。

(※) 書面等…電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものによる提供を含む。以下同じ。

①交付した書面は四会推奨標準様式を使用していますか

1 いる 2 いない

②四会推奨標準様式を使用していない場合、交付する書面等に次の事項が記載されていますか

1 いる 2 いない（一部不備を含む。）

- ☐作成する図書の種類（設計受託契約の場合）
- ☐工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法（工事監理受託契約の場合）
- ☐当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨
- ☐報酬の額及び支払いの時期
- ☐契約の解除に関する事項
- ☐建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- ☐建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の別）
- ☐設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- ☐業務に従事することとなる建築士の登録番号
- ☐業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
- ☐設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

③管理建築士（又は所属建築士）が説明していますか

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

④管理建築士（又は所属建築士）が説明した際に、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示していますか

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

12. 書面等による契約締結の状況について（法第 22 条の 3 の 3）※H27. 6. 25 施行、令和 3 年 9 月 1 日改正 【建築士事務所の管理等のポイント「8.」を参照】

延べ面積が 300 m²を超える建築物の新築（増築、改築、大規模の修繕・模様替をする場合にあっては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の新築とみなす。）に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、契約の締結に際して、所定の事項を記載した書面等を（書面の場合は署名又は押印をして）、相互に交付しなければなりません。

①交付した書面は四会推奨標準様式を使用していますか

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

②四会推奨標準様式を使用していない場合、交付する書面等に次の事項が記載されていますか

1	いる	2	いない（一部不備を含む。）
---	----	---	---------------

- ☐作成する図書の種類（設計受託契約の場合）
- ☐工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法（工事監理受託契約の場合）
- ☐当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨
- ☐報酬の額及び支払いの時期
- ☐契約の解除に関する事項
- ☐建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- ☐建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の別）
- ☐設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- ☐業務に従事することとなる建築士の登録番号
- ☐業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名

☐設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

☐設計又は工事監理の実施の期間

☐設計又は工事監理の種類、内容及び方法（上記に掲げる事項を除く。）

③書面による場合、署名又は記名押印をし、相互に交付していますか。

1 いる 2 いない

13. 書面等の交付について（法第 24 条の 8）※H27. 6. 25 改正、令和 3 年 9 月 1 日改正

【建築士事務所の管理等のポイント「9.」を参照】

開設者は、設計又は工事監理受託契約を締結したときは、所定の事項を記載した書面等を委託者に交付しなければなりません。（法第 22 条の 3 の 3 に基づき書面により契約を締結した場合は除く。）

①書面の交付はしていますか

- 1 所定の様式に詳細に記録して交付
- 2 所定の様式はないが詳細に記述した書面等を交付
- 3 記述の程度にばらつきはあるが書面等で交付
- 4 メモ程度のものを交付している

5 書面等は交付していない

②交付する書面等に次の事項が記載していますか

1 いる 2 いない（一部不備を含む。）

☐作成する図書の種類（設計受託契約の場合）

☐工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法（工事監理受託契約の場合）

☐当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨

☐報酬の額及び支払いの時期

☐契約の解除に関する事項

☐建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

☐建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の別）

☐設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要

☐業務に従事することとなる建築士の登録番号

☐業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名

☐設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

☐設計又は工事監理の実施の期間

☐設計又は工事監理の種類、内容及び方法（上記に掲げる事項を除く。）

☐契約の年月日

☐契約の相手方の氏名及び名称

③書面による場合、事務所の開設者の記名押印又は署名をしていますか

1 いる 2 いない

14. 再委託の制限について（法第 24 条の 3）※H20. 11. 28 施行 H27. 6. 25 改正

【建築士事務所の管理等のポイント「11. (4)」を参照】

①開設者は、委託者の許諾を得ないで設計・工事監理業務を再委託していますか

1 いる 2 いない 3 実績なし

②開設者は、建築士事務所の開設者以外の者に委託をしていますか

1	いる	2	いない	3	実績なし
---	----	---	-----	---	------

③開設者は、延べ面積が 300 m²を超える建築物の新築に係る設計・工事監理業務を一括して再委託をしていますか

1	いる	2	いない	3	実績なし
---	----	---	-----	---	------

15. 設計図書への記名について（法第 20 条第 1 項） ※令和 3 年 9 月 1 日改正

【建築士事務所の管理等のポイント「10. (1)」を参照】

設計図書への記名を適正に行っていますか

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

16. 安全性確認証明書の交付について（法第 20 条第 2 項）

【建築士事務所の管理等のポイント「10. (2)」を参照】

構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付していますか

1	いる	2	いない	3	実績なし
---	----	---	-----	---	------

17. 工事監理の結果報告について（法第 20 条第 3 項）

【建築士事務所の管理等のポイント「10. (3)」を参照】

建築士は、工事監理を終了したときは、直ちにその結果を文書等で建築主に報告しなければなりません

①文書等による工事監理の報告を行っていますか

1	いる（a 工事監理報告書（第四号の二の二書式）による b 電子情報等による）
2	いない（口頭報告のみを含む。）
3	実績なし

②工事監理業務の実施状況はどのようなものですか

1	工事監理計画書を作成	2	工事監理日誌を作成
3	その他の措置を実施[	]	
4	特に定めていない		

18. 建築設備士の意見の表示について（法第 20 条第 5 項）

【建築士事務所の管理等のポイント「10. (4)」を参照】

建築士は、大規模建築物等の建築設備の設計又は工事監理を行う際に、建築設備士に意見を聴いた場合には、設計図書又は工事監理報告書にその旨を明らかにしていますか

1	いる	2	いない	3	実績なし
---	----	---	-----	---	------

以下の項目は、職業倫理等に関することなので、回答する必要はありませんが、罰則規定等があることを御認識していただいたうえで、御一読してください。

1. 無登録業務の禁止について（法第 23 条の 10）

登録を受けないで、報酬を得て、設計等を業として行ってはなりません

2. 非建築士等に対する名義貸しの禁止について（法第 21 条の 2）

無資格で設計又は工事監理を行っている者等に対し、自己の名義を利用させてはなりません

3. 違反行為の指示等の禁止について（法第 21 条の 3）

違反建築物の建築等の法令違反行為について、指示、相談等の行為をしてはなりません

4. 信用失墜行為の禁止について（法第 21 条の 4）

建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはなりません

5. 開設者による名義貸しの禁止について（法第 24 条の 2）

開設者は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはなりません

6. 監督処分について（法第 26 条）※H27. 6. 25 改正

上記の他に、都道府県知事が行う建築士法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく監督処分の事由（虚偽、不正の事実に基づく登録、破産中、暴力団関係者等、登録取消し中等）に該当する場合は、建築士事務所の登録の取消、一年以内の期間を定めた事務所の閉鎖等の処分になる場合があります。

7. 建築士事務所の開設者の状況について（法第 23 条の 4）※H27. 6. 25 改正

開設者が建築士法第 23 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する場合は、建築士事務所登録が拒否されることがあります。

※建築士法抜粋

(登録の拒否)

第 23 条の 4 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者

二 第 7 条第二号から第四号までのいずれかに該当する者

⇒⇒⇒拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者、法の規定に違反して又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受ける事がなくなった日から 5 年を経過しない者、免許を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

三 建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの）

四 建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前 1 年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）

五 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）

六 心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員のうちに第 ~~4~~ 一号から第 ~~6~~ 六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十 建築士事務所について第 24 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を欠く者

2 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否することができる。

一 第 8 条第一号又は第二号のいずれかに該当する者

⇒⇒⇒拘禁刑以上の刑に処せられた者、この法律に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前号に該当するもの

三 法人でその役員のうちに第一号に該当する者であるもの